



会務通信

会員数/個人会員 1,040 名 法人会員 67 法人 (8月1日現在)



撮影：中村 奈央子

INDEX

- ◆ 第24回あいち境界シンポジウム 会長 梅村 守 2
- ◆ 境界問題相談センターニュース No.68 4
- ◆ しずおか境界シンポジウムに参加して 社会事業部部員 稲垣 憲明 6
- ◆ 突撃！となりの調査士事務所 vol.4 広報委員 三浦 祐紀 8
- ◆ 事務局からのご案内 10
- ◆ 編集後記 11

第24回あいち境界シンポジウム



会長 梅村 守

今年の夏は記録的な猛暑となり、現場での測量作業はとても大変だったと思いますが、あと少しの辛抱です。どうか体調には十分ご注意ください。そんな中で、パリオリンピックでの日本選手の活躍により、寝不足になられた方も多いかと思えます。オリンピックが終わった直後には、岸田総理が退陣表明をされました。防衛費をほぼ2倍に増額する道筋をつけるなどの功績もありましたが、継続した低支持率が示すように国家観の欠如した政策の数々は、この国を正しい方向に導いたとは言えないのではないかと思います。次の総理が日本を正しい方向へと導いてくれることを願います。

さて、毎年恒例のあいち境界シンポジウムですが、今年で第24回を迎えます。今回のメインテーマは、「とどけ新時代へ つなげよう地域力 ~震災に強いまちづくり~」であります。今年の元日に発生した能登半島地震を受け、昨年に続いて防災・減災を取り上げます。

基調講演は、黒田昌義国土交通省国土政策局長に、担当しておられる国土形成計画や国土強靱化計画についてお話しいただきます。ちなみに国土形成計画とは、「時代の重大な岐路に立つ国土」として、人口減少等の加速による地方の危機や、巨大災害リスクの切迫、気候危機、国際情勢を始めとした直面する課題に対する危機感を共有し、こうした難局を乗り越えるため、総合的かつ長期的な国土づくりの方向性を定めるものです。黒田局長は名古屋市の出身であり、2014年には名古屋市役所住宅都市局長に就任し、名古屋駅周辺や栄の再開発を推進されました。

とどけ新時代へ つなげよう地域力

震災に強いまちづくり

先着 800名 参加無料!

10.29 TUE

第24回 あいち境界シンポジウム

会場]フインクあいち 大ホール(名駅) 13:30~17:00(受付13時)

第1部 基調講演 / 第2部 パネルディスカッション

ゲスト / 黒田昌義氏・福和伸夫氏・藤井由佳氏・山田厚志氏・有川宗樹氏

主催 / 愛知県土地家屋調査士会 共催 / 国土交通省・国土交通省中部地方整備局 協賛 / (公)社)愛知県公共施設建設土地家屋調査士協会

もう一人の基調講演者として、福和伸夫名古屋大学名誉教授に昨年引き続き、「ホンキの防災・減災」についてご講演いただきます。福和先生は、先日発生した宮崎県沖の地震により、南海トラフで巨大地震が発生する可能性が高まったとして発表された「南海トラフ地震臨時情報」の制度設計に政府の中央防災会議作業部会で携わっておられ、その詳しいお話もお聞きできるのではないかと

と期待しております。

続いて黒田局長、福和名誉教授に加え、名古屋都市センターの**藤井由佳事業部長**、名古屋市中川区で防災ボランティアとして活動しておられる株式会社山田組の**山田厚志会長**、そして被災地である石川県土地家屋調査士会の**有川宗樹会長**を迎え、パネルディスカッションを行います。このパネルディスカッションでは、首都直下地震などへのバックアップ機能強化、人口減少下での地域力の維持・向上、震災に強いまちづくりの具体策について議論します。そのうえで、愛知県土地家屋調査士会として、震災に強いまちづくりには**狭あい道路の解消と地図づくり**が欠かせないことを提言いたします。

会員の皆様におかれましては、あいち境界シンポジウムにぜひ出席していただき、土地家屋調査士という専門資格者として、また地域の一構成員として、お役に立てるように、防災、減災の勉強をしていただく機会となれば幸いです。

愛知県土地家屋調査士会
境界問題相談センターニュース



No.68

今号は、あいち境界問題相談センターの運営委員会の委員長をしていただいております弁護士の福本博之先生に投稿していただきました。

「蝉鳴くや 境界争い 我関せずと」

あいち境界問題相談センター運営委員長 弁護士 福本 博之

「暑い、とにかく…」今年の異常な暑さと蝉の声で耳がジーンとなりながら、とあるネット記事に目がとまった。我々日本人は「虫の音(ね)」を左脳で認識し、論理的にそれを言語や人の音声として捉えるので、「閑さや 岩にしみいる 蝉の声」などという名句が生まれる。これに対して、欧米人は右脳（「音楽脳」とも呼ばれる）で認識し、音（=非言語）として認識し処理するので、立石寺で芭蕉も聞いたあの蝉の「声」もただのジージーという「雑音」にしか聞こえないらしい。

さて、そんな中でお客さんから法律相談があった。隣地の石積みから1枚の板のような石が剥がれて相談者の敷地内に落下した、隣地側にその石積みを補修してもらいたい、という話であった（さらに、高校生の子どもの落下によって、くるぶしの骨を骨折して手術したらしい）。

ただ、この石積みの所有者がどうもハッキリしないらしく、この法的責任を巡って、隣人の代理人弁護士からの回答があったという。いわく「問題の石積みは両土地の境界線上にあり、その所有権については、民法第229条によれば、相隣者の共有に属するものと推定される。よって、その補修費用も折半が妥当である」ということらしい。確かに、民法の「相隣関係」というところには、そのように定められている。

しかし、この境界部分にある石積みは、むしろ隣の土地の周囲を囲っている土留めとも言うべき石垣であって、ちょうどお城の石垣のように、隣地から相談者側の敷地に向けて緩く傾斜していることが分かった。これはまさに隣地と付加一体化しているもので、隣人の所有物としか言いようがない。

そうなってくると、話はドンデン返しとなり、隣地の石垣のすそ野の一部が相談者側の敷地内に越境していることになる（界標があり、明らか）。しかも、隣人所有の土地工作物の設置・保存の

瑕疵によって他人に損害を生じたものとして、隣地の所有者には最終的には無過失責任としての損害賠償責任が負わされることになるから（民法第717条1項但書）、子どもの怪我の治療費や入院慰謝料などの請求も可能となってくる。もとより、相談者は自分の土地の所有権に基づく物権的妨害排除請求権の行使として、隣地所有者に対して、落下した石板を元に戻して補修せよ、と主張することができる。

しかし、これらの請求をそのまま相手にぶつけてしまうと、このトラブルは訴訟にまで発展していくことは必至であろう。そこで、問題の石垣の所有権は隣地所有者にあることを大前提とした上で、穏便な解決策として、①石垣の補修を隣人の費用と責任にて行うこと、②隣地の伸び放題の雑草や雑木（隣家は何年も空き家となっていて、蜂や蚊などの害虫の巣にもなっていて、ご近所迷惑らしい）の伐採処理を済ませること、を条件に、相談者側からのその他の金銭的請求などは一切しない（この地域の高校生の医療費は無償なのだそうだ）、という条件提示をしたらどうか？という事で、その日の法律相談を終えた。

ちなみに、表題の句は「人間どものささいな境界争いなど我関せずとばかり、蝉たちはわずか1週間の生命を、声を限りに鳴いているのだなあ」という、ある夏の日の情景を詠んだものである。1ランク、昇格…であろうか？

（注：本稿は単なる夏の日のエッセイにすぎず、当ADR案件としてどうか、といった論点を想定しているものではありません）

（あしがき）

当センターの申立て件数は他会より多く、我々会員のほか、弁護士や一般の方からも申し立てられています。本年度も、運営委員会に携わっている弁護士の先生方に助けていただいてセンターをより利用しやすいようにしていきます。境界問題が発生したらまずは、当センターにご相談ください。お待ちしております。フェイスブックも更新中です。

（あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹）

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

しずおか境界シンポジウムに参加して

昭和25年7月31日に土地家屋調査士法が国会で可決成立され、土地家屋調査士の日となった7月31日に静岡駅北口から徒歩1分のホテルアソシア静岡にて行われた第11回しずおか境界シンポジウムに参加してきました。題目は『持続可能な社会と境界の役割』です。「駿府」という国の礎を築いた徳川家康とゆかりのある城の名の部屋で400名ほどの方が参加していました。



冒頭、静岡会会長、副会長の挨拶から始まり、このシンポジウムでは忌憚ないディスカッションを期待している旨の発信があり、パネルディスカッションが始まりました。パネルディスカッションのお題は「住み続けられるまちづくりを」(SDGs11)。コーディネーターに公益財団法人東京財団政策研究所研究員・研究部門主任吉原祥子氏を迎え、コメンテーターに岐阜県弁護士会所属弁護士秋保賢一氏、パネリストには、法務省民事局民事第二課長大谷太氏、法務省民事局民事第二課地図企画官楠野智之氏、財務省理財局国有財産業務課長川路智氏、財務省理財局国有財産業務課専門調査官皆川修磨氏、国土交通省政策統括官付地理空間情報課長矢吹周平氏、国土交通省政策統括官付地理空間情報課国土調査企画官橋有加里氏、日本土地家屋調査士会連合会会長岡田潤一郎氏という現役バリバリの精鋭たちがずらりと並んだ姿は圧巻でした。

コーディネーターである吉原氏から近年の民法改正、相続登記の義務化、所有者不明土地の増加、相続土地国庫帰属法の制定の話があり、秋保弁護士により筆界、所有権界、公物管理界、占有界の違いを説明され、パネルディスカッションが開始しました。各パネリストから近年の法改正、制度創設の話がされました。防災、災害復興の観点からも地図づくりの重要性が伝わる内容でした。また、筆界と所有権界の確認において、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」が発表されたことによる各部門での取扱規程の見直しが行われていることも説明がありました。相続土地国庫帰属制度の立ち上げ時の想いやその後の運用についても深く係わってきた方々だ

からこそ伝えられる内容で、非常に興味深いものでした。地図 XML もすでに公開されているオープンデータに加わり、国民への情報開示に大きく寄与できていることが分かりました。これからのデジタル社会には欠かせない情報であり、国家座標での成果を残すことも我々、土地家屋調査士の使命であることを再認識しました。



シンポジウム後の懇親会にも参加させていただきました。お隣に座った東京会の方は東京会では、いまだシンポジウムを開いたことがなく、やっと準備委員会が立ち上がり全国行脚されているとのこと。10月29日に行われる第24回あいち境界シンポジウムにも来ていただけるようでした。静岡会のシンポジウムは2年に一度開催され、愛知会の方が先にシンポジウムを始めていると聞いて、誇らしい気持ちになりました。懇親会冒頭に挨拶された10期県議会議員をされている方が国会議員と深くつながりがあり、今回のパネリスト招集に深く尽力されたことが分かり、政治力の凄まじさを感じる機会になりました。シンポジウム冒頭の衆議院議員2名からのビデオメッセージが届いたことも腑に落ちました。今回のシンポジウムは座学形式で机にレジュメを開いてメモを取らせていただきましたが、このような勉強会も良いなと思いました。ぜひ皆様も他会のシンポジウムにも参加して、いろいろな刺激を受け取られると良いと思います。「明日の仕事の糧になるような内容」をコンセプトに創られたしずおか境界シンポジウム。参加できて大変光栄です。

(社会事業部部員 稲垣 憲明)



01 名古屋西支部 田宮克規事務所を直撃！

第4弾は津島市で開業されている田宮克規会員の事務所に突撃取材してきました。



▲事務所内は資料がたくさんです



▲看板はシンプルで伝わりやすいです

02 事務所紹介



▲田宮事務所の皆様をパシャリ

田宮事務所は3代続く調査士事務所です。2代目でお父様である田宮章会員も現役バリバリです。お母様は建築士としてご活躍されており、合同事務所として地元津島市に根付いています。

03 事務所の看板猫はこちら！

田宮事務所に行くと看板猫ちゃんがお出迎えしてくれました。事務所には3匹の看板猫ちゃんがありました。ご自宅でも飼っているそうで計10匹いるそうです。猫アレルギーの方は来所注意！？



▲人懐こく寄ってきてくれました

猫好きにはたまらない！！癒やしの表情もみせてくれます▼



04 自慢の逸品はこれだ！



トリンプル製のGNSSです。基準点測量から簡単な現況測量までこれ一機で行えるので是非オススメとのことです。

05

開業・資格取得のきっかけ

物心ついたときから調査士が身近であったようです。卒園式に書いた将来の夢は建築士だったようですが、幼い頃から当たり前のよう調査士業務のお手伝いをするうちにいつの間にか調査士に。。



07

良くも悪くも。。

長く事務所をやっていると昔やった仕事のことを言われることもあるそうです。昔と今では手続きのやり方も違うので説明に苦労することもある。。

歴史の長い事務所ならではの古い資料『土地法典』もあります



貴重な資料ばかりなので一度ゆっくり拝見したいです



09

作業車はこれだ

愛用の作業車!

田宮事務所のロゴも入っていて宣伝効果もバッチリ



広報委員の感想

お忙しいところ田宮克規会員には快く取材に応じていただきまして、誠にありがとうございました。取材中、田宮章会員や他の所員の方も加わり昔の話をさせていただいたり、貴重な資料を見せていただいたりと、とても楽しい取材になりました。猫や魚など動物がいる事務所も癒やされていいなと改めて思いました。(三浦 祐紀)

06

調査士として心がけている事

測量や立会がきっかけで依頼人と隣地所有者の関係が悪くならないように心がけているそうです。時には隣地所有者と1時間以上談笑することもあるとか。隣接地所有者どうし円満が一番!



08

仕事の楽しみは

魚が好きで、現場が田んぼだと魚を捕まえてくることも。現場で捕まえてきた魚を事務所の水槽で飼っています。作業車には、たもとバケツが常備されています。モロコは食べるものではなく飼うものだそうです。



▲事務所内に水槽がいくつかあります 魚を見るのも癒やされますね

10

夜まで仕事をしていると

G N S Sのおかげで昼夜問わず測量ができるので夜に現場に行くことも。そのおかげか事務所周辺のラーメン屋事情は詳しいです。津島市周辺にお越しの際はオススメのラーメン屋を聞いてみてはいかがでしょうか。



事務局からのご案内

8月の入会者

なかや いたる
中谷 達 (名古屋西支部)
愛知第 3144 号
〒453-0053
名古屋市中村区中村町 2 丁目 123 番地
TEL 052-446-6098
FAX 052-446-6099

かとう こうたろう
加藤 孔太郎 (昭和支部)
愛知第 3145 号
〒470-0151
愛知郡東郷町大字諸輪字上市 35 番地
TEL 0561-38-6192
FAX 0561-38-6192

ぎのざ
宜野座 さち (昭和支部)
愛知第 3146 号
〒467-0006
名古屋市瑞穂区御荻町 3 丁目 22 番地
TEL 052-875-8116
FAX 設置なし

むらかみ まさる
村上 将 (名古屋北支部)
愛知第 3147 号
〒460-0003
名古屋市中区錦一丁目 4 番 16 号
KDX 名古屋日銀前ビル 7 階
TEL 052-559-9801
FAX 052-559-9802
兵庫会から転入

事務所変更

近藤 正行 (名古屋西支部)
愛知第 2397 号
〒497-0050
海部郡蟹江町学戸七丁目 40 番地
アンベリール 102 号室
TEL・FAX は変更なし

諸田 真美 (名古屋東支部)
愛知第 3085 号
〒465-0008
名古屋市名東区猪子石原三丁目 502 番地
TEL 052-778-7501・FAX 052-778-7502

村上 潤也 (昭和支部)
愛知第 1911 号
〒464-0003
名古屋市千種区新西二丁目 2 番 31 号
SUNCOURT 新西 103 号
TEL 052-715-3142・FAX 052-715-3143

山中 俊延 (名古屋西 → 熱田支部)
愛知第 1928 号
〒454-0817
名古屋市中川区南脇町 3 丁目 1 番地
TEL 052-655-4752・FAX 052-655-4752

田中 秀扶 (東三支部)
愛知第 3134 号
〒440-0005
豊橋市緑ヶ丘一丁目 4 番地の 20
TEL 0532-61-2970・FAX 設置中

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人おおひら総合事務所
(名古屋東支部) 18-0038
使用人調査士の退職：愛知第 1911 号 村上 潤也

土地家屋調査士法人
リーガルフロンティアサーヴェイ
(名古屋北支部) 18-0013
社員の加入：愛知第 3141 号 阿尾 充訓
社員の脱退：愛知第 3085 号 諸田 真美

土地家屋調査士法人大樹
(名古屋北支部) 18-0048
社員の加入：愛知第 3133 号 佐藤 秀樹

土地家屋調査士法人TOMITA総合事務所
(熱田支部) 19-0002-18-0024
社員から使用人調査士に変更：
愛知第 3110 号 田村 佳奈

☑ 業務に関するお知らせ（7月16日から8月19日まで）

ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

月日	標 題
7月18日	WEB資料センター換地図追加のお知らせ
7月18日	日本測量協会「測量業者総合補償制度のご案内」
7月19日	申請用総合ソフトのバージョンアップ（8.4A→8.5A）について
7月19日	第1回定例研修第1部の資料追加について
7月23日	愛知労働局キャリアアップ助成金について
7月24日	オンラインによる登記事項証明書等請求に係る事務処理状況について
7月25日	令和6年度第2回定例研修会の開催について
7月29日	業務部からのお知らせについて
8月2日	テレビCMや街頭ビジョン等による相続登記申請義務化広報について
8月8日	令和6年度第1回定例研修会の動画公開について
8月19日	法務省が提供する登記・供託オンライン申請システムを利用したオンライン登記申請に関するQ & Aの公開について
8月19日	狭あい道路解消シンポジウムの開催について
8月19日	名古屋家庭裁判所事務局からの家事調停委員選考の申込に係る案内文書等の送付について



9月の会務予定

3日	総務、財務、社会事業部	13日	名古屋市との協議会
4日	業務、研修、広報部会	18日	理事会
5日	事業開発PT会議、規則整備委員会	20日	研究所ゼミ
9日	自由業第129回定例会	24日	第2回定例研修会(豊橋)
10日	第2回定例研修会(名古屋)	26日	あいち境界問題相談センター担当者会議
11日	筆界調査委員養成講座(第4回)	27日	広報戦略 Zoom 会議
12日	広報戦略PT会議、新入会員業務研修	29.30日	連合会新人研修(東京)



表紙写真 「砂丘と月」 知多支部 中村 奈央子
撮影場所：鳥取市 砂丘と月が綺麗でした。

編集 後記

今年の暑さに負け、ついに空調服を導入しました。空調服を着て作業をすると、涼しさが感じられたのでいいかなと思いましたが、しかし、ファンの音が気になってしまい、結局空調服を脱いで作業をしてしまいます。他の暑さ対策を考えねばと思いながら現場作業を頑張る日々です。
(広報委員 三浦 祐紀)

- 発行日 令和6年9月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページのURL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>